

■ こども基本法（令和5年4月1日施行）

目的（第1条）

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

※こども …心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢による上限はない。

※こども施策…こどもの健やかな成長や、結婚・出産・子育て等への支援を主たる目的とする施策のほか、主たる目的は異なるが、こどもや子育て家庭に関係する施策も含む。

こども大綱（第9条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の大綱と一体的に作成(今秋頃予定)

市町村こども計画（第10条）

- ▶ 市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努める。
- ▶ 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策に関する法律に基づく市町村計画、その他法令の規定により市町村が策定する計画であってこども施策に関するもの（市町村子ども・子育て支援事業計画等）と一体のものとして作成することができる。

■ 現行計画から「（仮称）姫路市こども計画」へ

現行計画	根拠法令	主な内容
姫路市子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ▶子ども・子育て支援法 ▶次世代育成支援対策推進法 	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子ども・子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶就学前教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実（量の見込みと提供体制の確保） ▶多様な保育サービスの提供 ▶情報提供・相談支援 ▶放課後等の居場所づくり 等

現行計画の終期（R6年度末）に合わせ、新計画を策定

「（仮称）姫路市こども計画」（R7～11年度）

【現行計画の内容】

- ▶子ども・子育て支援事業計画
- ▶次世代育成支援計画

【新規・拡充内容】

- ▶[新]子ども・若者育成支援
- ▶[新]少子化社会対策
- ▶[拡]特別な支援を要する子ども・家庭への支援（児童虐待防止、子どもの貧困対策等）

■ 計画策定スケジュール（案）

令和5年度	10月頃	国こども大綱の策定・公表（予定）
	10月	子ども・子育て会議（アンケート調査票の検討）
	12月下旬～1月下旬	アンケート調査の実施
	3月	調査結果（速報値）の公表
令和6年度	5月	子ども・子育て会議（調査結果の報告、計画骨子の検討）
	6月～12月	子ども・子育て会議（計画案の検討） ※開催回数は、計画案の進捗状況によって増減
	12月～1月	パブリック・コメントの実施
	3月頃	子ども・子育て会議（パブリック・コメントの結果報告、計画案の答申） ★「（仮称）姫路市こども計画」策定